

# 令和6年11月市議会 建設水道委員会資料

## 第135号議案 長崎市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正概要 . . . . .	2
2 改正内容 . . . . .	2
3 施行期日 . . . . .	3
4 新旧対照表 . . . . .	3

土 木 部  
令和6年11月

# 1 改正概要

## (1) 改正する条例

長崎市法定外公共物管理条例

## (2) 改正理由

占用の期間が複数年度にわたる場合の占用料について、占用事業者の会計年度を考慮した徴収を行うため、占用料の徴収に関する規定を見直すもの。

# 2 改正内容

占用料は許可の際に徴収することとし、占用の許可の期間が複数年度にわたる場合で、市長が特に必要があると認めるときのみ、毎年度徴収することとしているが、占用の許可の期間が複数年度にわたる場合は、占用事業者の会計年度を考慮した徴収を行うため、毎年度徴収することとする。

### 【改正イメージ】

現在

許可の際に徴収

占用の期間が複数年度にわたる場合で  
市長が特に必要があると認めるとき  
毎年度徴収することができる



改正後

許可の際に徴収

占用期間が複数年度にわたる場合  
毎年度徴収

### 3 施行期日

公布の日

### 4 新旧対照表

#### 長崎市法定外公共物管理条例(平成16年9月30日条例第63号)

改正後	改正前
<p data-bbox="147 525 555 558">○長崎市法定外公共物管理条例</p> <p data-bbox="710 576 1000 609">平成16年9月30日</p> <p data-bbox="828 651 1000 684">条例第63号</p> <p data-bbox="105 746 215 779">(占用料)</p> <p data-bbox="91 803 271 836">第9条 〔略〕</p> <p data-bbox="120 878 244 911">2 〔略〕</p> <p data-bbox="120 952 994 1089">3 占用料は、占用等の許可の際に徴収する。ただし、占用等の許可の期間が当該占用等の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、<u>翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。</u></p>	<p data-bbox="1075 525 1483 558">○長崎市法定外公共物管理条例</p> <p data-bbox="1638 576 1929 609">平成16年9月30日</p> <p data-bbox="1757 651 1929 684">条例第63号</p> <p data-bbox="1036 746 1145 779">(占用料)</p> <p data-bbox="1021 803 1201 836">第9条 〔略〕</p> <p data-bbox="1050 878 1174 911">2 〔略〕</p> <p data-bbox="1050 952 1924 1122">3 占用料は、占用等の許可の際に徴収する。ただし、占用等の許可の期間が当該占用等の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたる場合で、市長が特に必要があると認めるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。</p>